

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)
酒田市監査委員 進 藤 晃
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金等の名称	団体名	所属部局		
社会福祉協議会 運営費補助金	社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会	健康福祉部 福祉企画課	5月17日～ 7月25日	7月6日

2 監査の範囲

令和4年度の補助金等に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

新・草の根事業への補助金について（社会福祉法人酒田市社会福祉協議会）
（健康福祉部福祉企画課）

新・草の根事業については、事業費 15,286,903 円の全額を酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が 36 か所の学区・地区社会福祉協議会に補助金として交付し、酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱により、事業費の 5/10 を市補助金として協議会に交付している。

協議会が定めた新・草の根事業補助金交付要綱第 6 条において、実績報告書に基づき補助金の額を確定することとされているが、合同研修事業及びふれあい給食事業について、事業実績が要綱別表に定める基準に満たない場合であっても、当初の交付決定額をそのまま確定額としているものが相当数確認された。また、市も監査で指摘されるまで学区・地区社会福祉協議会から提出された新・草の根事業の実績報告書を確認しないまま、協議会から提出された実績報告書の額を確定額としていた。

協議会は、事業の履行状況を確認するとともに、新・草の根事業補助金交付要綱ののっとり適正に事務処理すること。

市は実績報告書の確認を適切に行い、適正な補助金交付事務を行うこと。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、次に意見として申し述べるので、今後、改善等の措置を講じたときはその旨を通知されたい。

5 意見

酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱について（健康福祉部福祉企画課）

酒田市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 2 条別表では、協議会の運営に要する人件費について、(1) 酒田市社会福祉協議会役員報酬等に関する規程、酒田市社会福祉協議会嘱託職員取扱要綱及び酒田市社会福祉協議会職員継続雇用制度規則に基づいて支給された報酬、(2) 酒田市社会福祉協議会職員給与規程、酒田市社会福祉協議会職員継続雇用制度規則及び酒田市社会福祉協議会臨時職員取扱規則に基づいて支給された給与のうち給料、諸手当、賃金及び厚生費（委託事業等特定の事業に係る職員の人件費を除く。）を対象経費とし、その補助率は 10/10 と規定されている。

酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の令和 4 年度決算書を見ると補助対象としている法人運営事業拠点区分に次期繰越活動増減差額（繰越金）28,680,358 円を計上している。

現行の交付要綱では、協議会の運営に要する人件費について、雇用主である協議会の負担がないまま 10/10 を補助対象とし、人数及び金額の上限がなく、市は協議会が申請した全額を補助金として交付している。

市からの業務委託と補助金を明確に区分し、協議会の運営に要する人件費については協議会の自主財源も活用するなど、交付要綱の見直しを検討されたい。